

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

貝塚市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

システムの運用・保守を外部業者に委託しているため、業者の情報保護管理体制を確認したうえで、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪府 貝塚市長

## 公表日

令和5年9月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び関係法令に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡等に関して必要な保険給付を行うため、被保険者の資格管理、国民健康保険料の賦課・徴収および保険給付に関する事務を行うなかで、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の加入、脱退、世帯変更届出等に基づき被保険者資格情報を管理し、被保険者証の交付を行う事務            ②被保険者および世帯主の所得等の情報を把握し、国民健康保険料賦課額を決定し、納入通知書・決定通知書等を発送する事務            ③保険料の徴収に関する事務および納付された保険料等の収納情報を管理する事務            ④滞納者の情報を管理し、催告書等の送付および滞納処分を行う事務            ⑤被保険者および世帯主の所得情報に基づき、一部負担金等の負担区分等の判定を行う事務            ⑥被保険者の疾病、負傷、出産、死亡等に係る保険給付の支給に関する事務            ⑦40～74歳の国民健康保険加入者に対して実施する特定健康診査事務            ⑧オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供事務やオンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するための医療保険者等向け中間サーバー等での資格履歴情報の管理事務</p>
③システムの名称	<p>住民情報システム(国民健康保険)、滞納管理システム、特定健診結果管理システム、特定保健指導管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)、医療保険者等向け中間サーバー等            ※国保総合(国保集約)システムは、大阪府国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険の資格情報・賦課情報・収滞納情報・給付情報・特定健診情報・特定保健指導情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条(利用範囲)及び別表第一の30の項            2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(番号法別表第一関係)第24条            3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>【別表第二における情報提供の根拠】          ①番号法第19条第8号別表第二          1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、93、95、97、106、109、120 の項          ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令          第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】          ①番号法第19条第8号別表第二          42、43、44、45 の項          ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令          第25条、第25条の2、第26条          ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;          番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)及び国民健康保険法第113条の3第1、2項</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>健康福祉部保険年金課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>貝塚市健康福祉部保険年金課          〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号          072-423-2151(内線2525) 072-433-7271</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>貝塚市健康福祉部保険年金課          〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号          072-423-2151(内線2525) 072-433-7271</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①健康福祉部 国保年金課 ②服部 旭	①福祉部 国保年金課 ②課長	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	貝塚市健康福祉部国保年金課	貝塚市福祉部国保年金課	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	貝塚市健康福祉部国保年金課	貝塚市福祉部国保年金課	事後	
令和2年6月12日	I-1-②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び関係法令に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡等に関して必要な保険給付を行うため、被保険者の資格管理、国民健康保険料の賦課・徴収および保険給付に関する事務を行うなかで、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の加入、脱退、世帯変更届出等に基づき被保険者資格情報を管理し、被保険者証の交付を行う事務 ②被保険者および世帯主の所得等の情報を把握し、国民健康保険料賦課額を決定し、納入通知書・決定通知書等を発送する事務 ③保険料の徴収に関する事務および納付された保険料等の収納情報を管理する事務 ④滞納者の情報を管理し、催告書等の送付および滞納処分を行う事務 ⑤被保険者および世帯主の所得情報に基づき、一部負担金等の負担区分等の判定を行う事務 ⑥被保険者の疾病、負傷、出産、死亡等に係る保険給付の支給に関する事務 ⑦40～74歳の国民健康保険加入者に対して実施する特定健康診査事務</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び関係法令に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡等に関して必要な保険給付を行うため、被保険者の資格管理、国民健康保険料の賦課・徴収および保険給付に関する事務を行うなかで、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の加入、脱退、世帯変更届出等に基づき被保険者資格情報を管理し、被保険者証の交付を行う事務 ②被保険者および世帯主の所得等の情報を把握し、国民健康保険料賦課額を決定し、納入通知書・決定通知書等を発送する事務 ③保険料の徴収に関する事務および納付された保険料等の収納情報を管理する事務 ④滞納者の情報を管理し、催告書等の送付および滞納処分を行う事務 ⑤被保険者および世帯主の所得情報に基づき、一部負担金等の負担区分等の判定を行う事務 ⑥被保険者の疾病、負傷、出産、死亡等に係る保険給付の支給に関する事務 ⑦40～74歳の国民健康保険加入者に対して実施する特定健康診査事務 ⑧オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供事務やオンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するための医療保険者等向け中間サーバー等での資格履歴情報の管理事務</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民情報システム(国民健康保険)、滞納管理システム、特定健診結果管理システム、特定保健指導管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。) ※国保総合(国保集約)システムは、大阪府国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と市町村に設置される国保総合PCで構成される。	住民情報システム(国民健康保険)、滞納管理システム、特定健診結果管理システム、特定保健指導管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)、医療保険者等向け中間サーバー等 ※国保総合(国保集約)システムは、大阪府国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
令和3年6月22日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	
令和5年1月30日	I 1 ③システムの名称	住民情報システム(国民健康保険)、滞納管理システム、特定健診結果管理システム、特定保健指導管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)、医療保険者等向け中間サーバー等 ※国保総合(国保集約)システムは、大阪府国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と市町村に設置される国保総合PCで構成される。	住民情報システム(国民健康保険)、滞納管理システム、特定健診結果管理システム、特定保健指導管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)、医療保険者等向け中間サーバー等 ※国保総合(国保集約)システムは、大阪府国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
令和5年1月30日	I 3 法令上の根拠	1. 番号法第9条(利用範囲)及び別表第1の30の項 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(番号法別表第1関係)第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	1. 番号法第9条(利用範囲)及び別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(番号法別表第一関係)第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月30日	I 4 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>【別表第2における情報提供の根拠】</p> <p>①第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>②第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、81、88、97、106、109、119の項)</p> <p>③第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項または第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46、95の項)</p>	<p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>①番号法第19条第8号別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120 の項</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p>	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月30日		<p>【別表第2における情報照会の根拠】</p> <p>①第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>②第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)</p> <p>③第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)</p> <p>④第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項)</p> <p>⑤第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)及び国民健康保険法第113条の3第1、2項</p>	<p>【別表第2における情報照会の根拠】</p> <p>①番号法第19条第8号別表第二42,43,44,45の項</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25条の2、第26条</p> <p>③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)及び国民健康保険法第113条の3第1、2項</p>	事前	
令和5年9月20日	I-5-① 部署	福祉部 国保年金課	健康福祉部保険年金課	事後	
令和5年9月20日	I-7 請求書	福祉部国保年金課	健康福祉部保険年金課	事後	
令和5年9月20日	I-7 連絡先	福祉部国保年金課	健康福祉部保険年金課	事後	